

五	四	三	二	一	条件	成省	国債	財務
発行額	発行方法	振替法の適用等	法律及びその	名称及び記号	平成十八年一月二十四日	十八年一月二十五日	第三十号	告示第三十二号
行の特例等に関する法律第二条	ける財万円の平七年に	成債法等の法律第七号以下	の法律及びその	利付国庫債券(十年)(第二	財務大臣 谷垣 禎一	発行する利付国債の発行	省令(昭和五十七年大蔵	国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵

六 七 八 九 十 十 十 十  
 六 七 八 九 十 十 十 十  
 払 最 振 募 募 募 募 募  
 込 低 替 集 集 集 集 集  
 金 額 単 行 行 行 行 行  
 額 面 位 日 日 日 日 日  
 金 金 金 金 金 金 金 金  
 額 額 額 額 額 額 額 額

第一項の規定に基づき発行する  
 利付五億九千九百五十万圓債  
 で整理基金特別会計第五條第一  
 整の規に基き發行する利付  
 項の規定に基き發行する利付  
 国債に於いては、額面金額で同  
 二億六千八百九十萬圓、同  
 法第五條ノ二の規定に基き發  
 行する利付五億九千九百五十  
 萬圓債に於いては、額面金額  
 五億九千九百五十萬圓

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 額の整数倍の金額によるものと  
 する。

平成十八年一月二十五日  
 額面金額百圓につき九十九圓八

十一年四月一セント  
 額に日本郵政公社總裁は、払込金

額に加え、次の算式により算  
 出した金額を第十九号の規定  
 する期日に払い込むものとす  
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収される

十八	十七	十六	十五		十四
募集期間	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期以後の利子

十三 初期利子

ものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式に適用を受ける所得税は、前記(一)の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国人の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{償還金額} \times \frac{14}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十七年十二月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

平成十八年一月十三日から平成

十  
九

払  
込  
期  
日

平 十  
成 八  
十 年  
八 一  
年 月  
一 十  
月 九  
二 日  
十 五  
五 日